

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議が成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（森 温繁君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位4番。1つ、中学再編の経緯と問題点について。2つ、海水浴場の整備と「渚の交番」設置構想について。3つ、人事評価と人事異動の取り組みについて。

以上3件について、13番 沢登英信君。

沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

今、議長よりご紹介いただきました順に主旨質問をさせていただきます。

まず、中学校再編の経緯と問題点についてでございますが、平成27年度第4回下田市総合教育会議、平成28年2月26日開催の会議録によりますと、4校あります中学校を1校にまとめていこうと、あるいは稲梓中学と稲生沢中学をとりあえず合併していこうと、こういう内容が議論されておりますことが記憶にとどめられていようかと思えます。そこでまず、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合の取り組みがこの期間ございましたので、それを断念した理由についてお尋ねをしたいと思うわけであります。

これは平成19年12月20日、下田市立小・中学校の再編整備についての答申に基づきまして、平成22年4月1日までに稲梓中学校と稲生沢中学校を統合し、稲梓中学校統合の学校とするという計画でありました。保護者やその地域の人々の反対によりまして、平成21年5月25日の教育委員会の会議におきまして、統合を断念する、見送ると、こういう決定を見たかと思うわけであります。

当時、地域の子供は地域で育てるというこの理念に反するのではないかと、こういう批判が起きてまいったかと思えます。子供の教育環境を整備するために必要だという教育委員会の見解、それに対しまして今言うような批判が出てまいったかと思えます。稲梓中学校の生徒

60名余りでは、団体競技や部活が制限される、競争心が育たない、人間関係が固定化する。稲生沢中学校も6クラスでありましたものが、21年度には4クラスになるのではないかと。現在は6クラスのまま維持をしているようでございますが、当時そういうことで、統合中学を稲生沢中学校を使って平成22年4月1日開校させたいと、先ほど申しましたような方向であったかと思えます。

1学年1クラス35人で2クラスを確保することが教育環境の改善であると、教育委員会は言っていたかと思えます。そこで、このような問題を21年から今日まで既に8年近くたっていますので、その当時起きました問題をどのような、統合という手法ではなく解決しようとしていったのか、その試みがなされてきたのかこないのか、あわせてお尋ねをしたいと思うわけであります。

学校を越えたクラブ活動の実践例も全国的には報告をされているところであると思えます。両中学校及び中学生の交流実践や地域の人々との交流はどのように図られていったのかと、こういうことを統合に当たって進めていきたいと前教育長は申し出ておりましたので、お尋ねをしたい。

3点目としまして、平成19年12月20日の答申書、下田市立小・中学校の再編整備についての8ページを見ますと、中学校については、単学級編制の学校は稲梓中学校であると。当該学校では、きめ細かい指導と伝統的な勤労学習を柱に、地域と一体化した学校運営が営まれている。子供たちも落ち着いて学校生活を送っていると。以下ちょっと省略しますが、中学校では、単学級編制でも少人数化により、本来備えていなければならない学校機能が低下する場合は、学習環境の改善のために学校再編を実施することが望ましい、こういう結論を出しているようでございます。

私も必ずしも全ての統合を否定するものではございませんが、なおこの場合、子供の通学等に関する支援は、十分保証すべきであるとされています。結果的には、これらのことが何ら保証されずに住民から受け入れられなかったと、こういう側面もあったかと思うわけであります。

そこで、小規模校の教育実践をどのように教育委員会及び教育長は評価されているのかお尋ねしたいと思います。教育論でありますので、いろんな見解がそれはあろうかと思えます。

千葉大名誉教授の三輪定宣さんの見解をご紹介しますと、教育とは人間をつくるものであり、子供をよく知り、発達段階に応じ適切な教育を行わなければなりません。そのためには、一人一人に目が行き届く小規模校や少人数学級であることが原則であります。

文科省は、小規模であることが問題であるかのように言いますが、小さい学校こそスタンダードなのです。高い学力で知られるフィンランドは、1校当たり101人、フランスは99人、イギリスは190人、日本は322人で、異常に過大であります。これらの国では、1学年1クラスが標準で、クラスがえはなく、みんなクラスの垣根を越えてよく知り合え、人間関係も深まり、人間らしい発達と豊かな社会性が育ちます。福祉学級も少なくなく、年齢を越えた共同学習が成長を促します。クラスがえができないことは、教育的価値を持っているのです。

小規模学校では切磋琢磨できないというのも誤りです。学問に励んで自分を磨くことが本来の意味であり、学校規模とは関係ありません。排他的競争では、学問もゆがめられ、人格も育ちません。学校統廃合は人減らしの手段として打ち出されたものなので、子供の数はそのまま教師を減らすことができ、大規模校など減少効果が大きくなり、財務省は、12学級未満をなくせば546校の小・中学校を減らすことができると、職員も小学校だけで1万8,000人、これ全国的な数のようですけれども、職員、教師を減らすことができると述べていると。

過疎地の学校統合と地域の存続は、直結してまいっていると思います。地域の不安の象徴であります。学校がなくなれば、次世代をその地域で育てられなくなってしまうからであります。地域存続の重要な条件の消滅ということにつながります。学校は地域の拠点であり、公務員である先生方がその地域に与えております安心感というのは、大変大きなものであると思います。その教職員が長時間勤務を強いられ、うつ病などに侵される教師が多くなっているのではないのでしょうか。1時間の授業を持つのに1時間の準備が必要であると言われておりますが、実態調査によると、23分程度しかない調査結果も出ているところではないのでしょうか。技術、家庭科、音楽、美術が週1時間という中で、専門の教師が配置されていない事情があるかと思います。各学校でどのようにされ、どのような工夫をされているのかお尋ねをしたいと思います。

学校再編整備についての答申、平成27年3月26日の答申でございますが、もうこの平成26年当時におきましては、小中一貫校の検討ということが既になされております。これもやはり先生を減らすための一つの手法であろうと思いますが、その地域から学校をなくさないという側面では、一定の評価もできようかと思うわけであります。小中一貫の義務教育、小中一貫の検討がこの審議会で全くなされずに答申が出されていると、こういうぐあいに私は見てとりますが、なぜ下田市教育委員会や再編整備委員会では、これらの小中一貫校の検討がなされてこなかったのか、お尋ねをしたいと思うのであります。

次に、海水浴場の整備と「渚の交番」設置構想についてお尋ねをいたします。

夏期の海水浴場は、下田市の最大の観光施設であると言えるのではないのでしょうか。かつて150万人もの海水浴のお客さんが下田にいらしてくださった。現在は60万人台と減ってまいっているかと思えます。まさに半分以下のお客さんでしかない。しかし、下田市におけます最大のイベントであることは、間違いがないと思えます。安心・安全な海水浴場の管理、運営に努めなければならないと思うわけであります。

そこで、まず、昨年の白浜大浜を初めといたします海水浴場の不法営業の実態はどうであったのかお尋ねをしたいと思います。

また、水質の保全、海藻等に対します清掃、あるいは地震、津波が騒がれておるところでありますので、救命、地震・津波対策がどのように海水浴場でなされているのかお尋ねをしたいと思います。

さらに、オリンピック競技になるであろうサーフィン競技をこの下田の海に誘致をしたいと市長も努力をされてきたと思うわけであります。これらの計画は、下田市にとっては大変重要な政策の一つになろうかと思えます。どのように進められてまいっているのか、今後どういう課題があるのか、この点もあわせてお尋ねをしたいと思います。

次に、「渚の交番」について具体的にお尋ねをしてみたいと思えますが、議員の皆さんのお手元に資料も配付をさせていただきました。これは、伊豆白浜観光協会の臨時総会で配られた資料の一部でございます。平成28年3月25日の金曜日9時半から、原田公民館におきまして開催されたことが記されております。議題は、「渚の交番」設置構想について意見交換をなされたということであります。説明者は下田市観光交流課ということで、皆さんのところには配付されてございませんが、「渚の交番設置概要の説明」というタイトルで招集をされているところであります。

渚の交番につきましてインターネットで調べてみますと、渚の交番とは、日本財団海洋グループが推進する総合的沿岸地域管理を目的としたプロジェクトのこと。同財団が浜辺に設置している複合施設についても、同じ名称を用いていると。一つの施設であると同時に、浜地を管理するプロジェクトであると、この2つの側面を持っているんだという説明がインターネットでは記されております。そこで、渚の交番とはどのようなもので、その設置構想なるものをどのように進めているのかお尋ねをしたいと思います。

また、議会全員協議会にも報告されておりましたが、夏場のこの海水浴場の管理については、下田市にとっては重要な課題であろうと思えます。そういうものがどうして議員の皆さんに知らしめられていないのか。どういう配慮があったのかお尋ねをしたいと思います。

ります。

そして、その資料を見ますと、既に28年4月、これは3月25日にやられたということのようですが、白浜観光協会総会にて協議、6月、今月には地元区や関係者も含めた中で、渚の交番の是非についての協議の場を定期的で開催していきたいと、月1回程度と。29年度、来年の1年目は、ソフト事業の実施計画、30年4月には、2年目としてソフト事業の実施、1年間。平成31年3月には、渚の交番を完成させるんだと。31年5月、渚の交番をオープンというようなプロジェクトの日程表までが添付をされているわけであります。

そこで、この資料の中で、海岸空地の利用を改善しなくてはならない、この課題は大きな課題であろうと思います。私は毎年この楠山市政の4年間、海水浴場の管理について質問をしてまいっております。不法営業をぜひともなくしてほしいという観点からの質問をさせていただいておりますが、観光協会がある場所は、市が県から海岸空地を占有しているが、市と観光協会とは無契約の海岸空地であり、有料駐車場などの営業行為はできない。これが市の見解のようであります。現状は、白浜観光協会は駐車料を1台1,000円でしょうか、徴収をしていると、こういうことであろうかと思えます。こういう記載がありますが、この実態がまず事実であるのかどうなのかお尋ねをしたいと思えます。事実であるなら、なぜ放置されているのか。

また、同じような海水浴場、海岸空地を無断で使用しているケースは把握しているのか。吉佐美の入田浜、あるいは舞磯浜などどうなっているのでしょうか。団体や漁協等々が地元がやっている場合もありますし、個人がプライベートビーチのようにして海岸空地を利用しているところもあろうかと思えますが、これらの管理は県が基本的には管理する海岸空地であると、こういうことになろうかと思えますが、市も含めてその管理体制はどうなっているのかお尋ねをしたいと思えます。

渚の交番でいい点というんでしょうか、そういう点、プラスが見込める点として、不法業者に流れている売上げが地元に戻元される、不法業者の排除につながるとされておりますが、この点について事実であれば大変評価ができる、取り組んでいかなければならない課題だと思いますが、どのように想定をされているのかと。そして、どういう理由によってこういう結論が導き出されてまいるのかお尋ねをしたいと思えます。

私は海水浴場条例を整備し、不法営業業者を排除する取り組み、それ自身の取り組みがなくして幾ら渚の交番をつくってもなかなか解決に至らないのではないかと。県警や海上保安庁、土木事務所、地元の方々との連携協力がぜひとも必要だと。毎年々こういう提案をして、金

曜会とか等々庁内のそれぞれの長の人たちとの会議があるので、そこで話をすると市長はご答弁を返してくださっておりますが、その結果が、なかなか評価できるような結果が残念ながら私には返ってきていないと。こういうぐあいに思うわけでありましたが、改めてそこら辺もご発言があれば求めたいと思うわけであります。

渚の交番構想を現時点で否定するものではありませんが、新たな利権というんでしょうか、利害を生むことにもなりかねない側面もあろうかと思うわけであります。十分地元の人たちの理解を求め、慎重に慎重を期すことが極めて大切な課題ではないかと思うわけであります。

そして、全市民、多くの関係者の協力がなくては、この夏場の海水浴場を安心・安全の海水浴場にしていくことはできないのではないかと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

次に、人事評価と人事異動の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

皆さんご案内のように、地方公務員法の改正によって、公務員法第23条、人事評価の根本基準が次のように定められたわけであります。職員の人事評価は、公正に行わなければならない。任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。第23条の2第1項によりますと、人事評価の実施という規定でございますが、職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。第2項で、人事評価の基準及び方法に関する事項その他の人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定めると、これは法律の規定そのものを紹介させていただいたわけですが、これを受けまして、楠山俊介市長は下田市訓令第5の2号におきまして、平成28年3月31日、下田市職員の人事評価実施規程を定めております。

そこで、法に定められております公正という意味をどのように理解し、この訓令で明らかにしているのかということをお尋ねをしたいと思います。

市長さんが変わりますと、任命権者が変わると。当然人事管理は、任命権者が変われば考え方も重点を置くところも変わってくると、こういうことになろうかと思うんですが、この訓令がどのような形で運用されることになるのか。新しい市長さんのもとにつくり変えられるような仕組みということになるのか。どなたがなっても公正というのは同じで、規程は同じだと、こういう見解になるのであろうものかお尋ねをしたいと思います。

昨年からの人事評価については施行され、本年からのこの規程に基づき実施するということであろうかと思いますが、その目的と効果についてどのようにお考えになっておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

そして、人事評価は能力評価と業績評価を人事評価記録表等を用いて行うと定めているわ

けであります。そして、期首・期末年2回面談を含めてこの評価をすると、こういう規定になっていようかと思えます。

その内容は、課長は副市長に評価をされ、課長は課長補佐と係長を評価し、係長は課員と面談し、評価し、援助をします。そして、6月中旬までに業績評価シートを完成して、これを実施するんだと。まさに市職員全員による最大の、皮肉で言えば、プロジェクトイベントではないかと。意味があるのかと、こんなことが。こういう思いがいたします。

これらは直接的には市民とは何ら関係のないところで、市職員にとっては自分がどういう仕事をするか、どの課に行くか、昇給はできるのかどうなのか、大変な関心が寄せられざるを得ない内容になってこようかと思えます。上意下達以外の何物でもないのではないかと。人事評価そのものをしなくていいということではありませんが、こういうやり方でやる方がいいのかどうなのかは、十分議論をしてみなければならぬと思うわけでありませう。

と申すのは、今の職員の状態を見てお申すと、毎朝課内会議を開き、朝礼をされているのではないのでしょうか。各自の仕事の内容を確認し、各自は今日どのような仕事と任務を担当すると。課長会議や政策会議もそれぞれ行われていようかと思えますが、これらの会議とこの人事評価はどのように関連してまいるのか。毎年事業計画が定められ、その事業計画に基づきまして、物質的な保証として予算措置を市長が提案して、その予算の範囲内で市民サービスを実行すると、こういう仕組みになっていようかと思えます。市職員個人が勝手に事業を起こすとか、特別なサービスをするというようなことはできないようにこの自治体の仕組みはなっておりますし、そういう仕事のあり方ではないというのが、自治体本来の仕組みではないかと思うわけでありませう。

市当局は、この人事評価に何を期待して、この施行によってどういう効果があったのか、改めてお尋ねをしたいと思うわけでありませう。また、何か解決され、評価すべきことがあったということであれば、ご報告をいただきたいと思うわけでありませう。

そして、皆さん、職員の長時間労働、この前5年間で4人もの職員が自らの命を絶つ、大変不幸な事件が起きてまいるわけでありませう。余分な仕事で作業ばかり増えて、精神的にまいていくような、このような仕組みというのはもっと簡略にすべきではないか。そして、職員のやる気と市民奉仕の気概がどう高めることができるのかと。上意下達のこんな仕組みで、市民に奉仕をしよう、頑張ろうというような気概や思いは湧き起こってこないのではないかと私は心配をするものでございませう。

そして、法的には、これらのものは人事異動や昇給、あるいは給与に反映するんだという

ことが書かれているわけであります。これを現時点で進めるというようなことになれば、役所の中は私は大混乱が起きるのではないかと。行ってこい異動、出戻り異動がこの期間なされているのではないかと思います。この人事評価がどう評価されて、こんな行ってこいや出戻り異動といってもいいような状況が出ているのかお尋ねをしたい。

また、各保育機関や教育機関が自由に発揮されるべきだと私は思うわけであります。個性ある保育、あるいは教育を切り捨てることにならないのかと。この評価書を見ますと、保育所等は自己評価と園長がその保育者を評価すると、こういう仕組みになっているわけであります。ぜひとも私の心配が気苦労で終わるようにお願いをしたいと思うわけであります。官僚統制の危機を感じるところでありますので、職員の自由な発想が尊重されるべき市役所でこそ、市民サービスがより一層前進するのではないかと、このような見解でございますが、人事異動の理念たるものを、ご発表をいただきたいと思うものでございます。

主旨質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（佐々木文夫君） それでは、私のほうからは中学校再編の経緯の問題点についてということで、まず、沢登議員さんの言われておる稲梓中学校と稲生沢中学校の取り組みの経緯と断念した理由についてと、このことについてお答えさせていただきます。

先ほど沢登議員さんが言われたことがまさしく間違いないと思いますけれども、改めてその経緯のほうを私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

平成19年12月20日付の下田市立学校再編整備審議会からの答申を受けまして、稲梓中学校と稲生沢中学校を平成22年4月に統合するための準備を進めてまいりました。

具体的には、平成20年度に統合準備委員会検討会を3回開催し、その後統合準備委員会を設置して、4回の委員会を開催しました。平成21年3月30日付で中間答申を受けました。しかし、実際に地域に説明に入りますと、地域の理解を得ることができない状態が続き、平成21年5月25日の教育委員会定例会におきまして、平成22年4月の統合については当面見送るという結果になりました。

続きまして、この間の両中学校及び中学校の交流の実践についてどのようなことが行われてきたかということについてお答えさせていただきます。

稲梓中学校と稲生沢中学校の交流につきましては、学校統合の検討をし始めた段階から年1から2回の交流体験を行っており、生徒間の環境が穏やかになるようにという配慮で現在

まで活動を継続しています。また、学校を越えた部活動にというご質問があったと思いますが、けれども、かつて稲梓中学校には男子バスケット部がありまして、部員が5人そろわなかったという中で稲生沢中学校と合同チームをつくりまして、練習、そして対外試合にも出場したケースが以前ありました。

続きまして、地域の人々との交流はどのようになっていますかということのご質問に對しまして、学校間交流の中では地域との交流はございませんでしたが、それぞれの学校、稲梓中学校では、運動会、稲作等の中で地域の人たちと交流が行われております。また、稲生沢中学校は、奉仕活動や防災訓練というようなことで交流を行っております。

続きまして、小規模校の教育実践をどのように評価されているのでしょうかということについてお答えさせていただきます。

小規模校の教育実践のメリットとしては、例えばですけれども、児童・生徒の一人一人に目が行き届く、そしてきめ細やかな指導が行いやすい、あるいは児童・生徒の相互の人間関係が深まりやすい、あるいは異学年の交流が生まれやすい等のことが挙げられます。

しかしながら、その反面、当然デメリットとして考えられることが、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合う場の設定、あるいは切磋琢磨する機会が少なくなりやすい、中学校の各教科の免許を持った教員配置が難しい、あるいは運動会や音楽会等の集団生活に制約が生じる等、学習面においても生活面においても生徒に及ぼす影響は大きいと感じております。また、部活動についての選択肢が制限される、さらにはPTA活動等における保護者の一人当たりの負担も大きくなるとの傾向が見られます。

このような現状から、小規模校において学習面での問題及び集団生活を通しての社会性や協調性の育成に関する問題、男女数のバランスに関する問題など、学校教育としての教育活動を十分に行えない状況が生じています。特に、心身ともに大きく成長する中学生にとりましては、よりよい学習環境を整備するために、一定規模の学級編制を行うことが求められています。これについては、文科省のガイドラインのほうに一定の規模ということで、12学級から18学級が標準であると示されております。

続きまして、専科教員、美術、音楽等の先生がいないと聞くということについてお答えさせていただきます。

学級数において教員配当数が決められているため、小規模校においては技能教科の教員を配置することができない状況があります。例えば、稲梓中学校では、美術、音楽、技術、家庭の教員が配置されておられません。ただし、美術と音楽につきましては、ちょっと専門的に

なりますけれども、それぞれの県費の免許外解消非常勤講師が配置されており、免許を持っている非常勤講師が週3から4時間指導にその学校に行っております。技術、家庭につきましては非常勤講師が配置されておりませんが、このような場合には正規の職員が県教育委員会に免許外申請を申し出て、県教委の許可のもとに指導をしております。各下田市の4校を見てみますと、稲梓中学校だけでなく、下田中学校でも技術、家庭、下田東中学校につきましては美術、技術、家庭、稲生沢中学校では美術、技術、家庭の専門教科が配置されていない状況です。

現行制度の制約がありますが、私たちとしても子供たちの教育上のことを考えると、全ての教科に専科教員を配置することが必要と考えております。やはり学校規模の関係で、今言ったような専科教員が配置できないということがあります。

続きまして、学校再編整備について答申、平成27年3月26日をどのように評価し、下田市総合教育会議においてどのような議論が進められてきたのでしょうかという質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

経緯ということで少し長くなって申しわけありませんけれども、時系列を追ってご説明をさせていただきたいと思っております。

学校再編にかかわる協議を行ったのが昨年度の第2回、平成27年10月27日において、平成27年3月26日の下田市立学校等再編整備審議会からの答申内容を協議し、基本的には答申内容を尊重することが確認されました。しかし、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合、下田東中学が単学級になった場合の下田中学校との統合、さらに将来においては、下田市の中学校を1つにということも視野に入れて、中学校の再編を考えていくと記されておりました。

答申内容について2つの学校に統合した数年後に再び1つの学校に統合することが生徒数の負担を大きくするのではないかという懸念や、10年後の生徒数が現在約500から400と、10年後に100人も減ってしまう状況の中で、4校を1校に統合する方法を考えるべきではないのでしょうかという新たな課題が出されました。この統合手法につきましては、今後も継続して、より慎重な協議を行うことが重要であるという結論にこの時点では達しました。

続きまして、第3回平成27年12月17日では、学校再編スケジュール及び生徒数の推移についての協議を行い、保護者及び教職員に対する意見聴取が必要であるという結論に達し、それを受け、平成28年1月に下田市教育委員会から市内11校の小・中学校全ての保護者及び教職員を対象に学校再編アンケートを実施しました。

続く第4回、28年2月26日になりますが、先ほど述べた学校再編アンケートの結果につい

での協議を行い、アンケートの分析をさらに進めるとともに、段階的統合か1校化統合とするのかの方針決定に向けた組織体制及びスケジュールについて、次回会議までに提案できるように内部検討を進めることが確認されました。

そして、本年になりますけれども、5回目になります。第1回の会議では、学校再編アンケートの分析結果、段階的統合か1校化統合の方針を決定するための準備組織、スケジュールについての協議を行いました。

アンケートの分析結果では、統合に反対、どちらとも言えないとの回答をしている保護者のうち、過半数が通学や学習環境をその回答の理由として挙げられておりました。これに対する市の明確な方針を示すことが必要であるという結論に達しております。

また、段階的な統合を実施しても、稲梓中学校と稲生沢中学校の統合で単学級が発生することが推移から予想されるということで、段階的な統合を経て生徒、保護者に結果的には負担を多くしてしまうのではないかと。市としては、新たな学校を整備し、市内中学校を1校で統合することがよいのではないかとという方向性を示したものです。あわせて次回の会議の際に、下田市総合教育会議としてその方向性を確認するとともに、今後中学校統合にかかわる報告書等の作成をする予定になっております。

最後になりますが、なぜ小中一貫の義務教育学校や小中一貫校の検討について、文科省が進めているのであるが、下田市教育委員会や再編整備委員会での検討がなされなかったということについてお答えさせていただきたいと思います。

教育委員会としても審議委員会としても、下田市の実態に合わせて中長期的な展望を考慮し、下田市の学校教育環境のあり方について検討してきた結果でありますので、小中一貫校や義務教育学校につきましては、実は本年度文科省が2016年4月より制度化ということで示しております。その小中一貫や義務教育学校については、これから全国的にどのような形で進められていくか、まだまだ検討しなければならない。これから広がっていくことについて、私たちも当然注視していかなければなりません。静岡県では、まだこの学校は数校とお聞きしております。私たち、今の下田市としての課題としては、まず適正化、子供たちの環境整備を第一に、中学校の再編を考えて進めていくつもりでございます。

以上、長くなってすみませんけれども、私のほうからの答弁について終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） それでは、海水浴場関係のご質問に対してお答えさせていただきます。

できます。

議員おっしゃいますように、下田の海は大きな魅力であるという認識でございます。昨年度につきましては、海水浴シーズン、おおよそ64万人、うち41万人が白浜大浜海水浴場にお越しいただいたというようなことでございます。

まず、最初にご質問がありましたように、不法営業というような点からについてご答弁させていただきます。

白浜大浜海岸の不法営業の実態でございます。

昨年でございますけれども、浜地内でパラソル、ベッドを置いている者が4団体、多いときには13カ所を確認しました。また、ほかに、バナナボートが1件、それからデリバリーによる営業行為の実態を確認しているところです。

今年の白浜大浜海水浴場につきましては、7月16日土曜日から8月28日日曜日を開設期間としております。ちなみに、白浜臨時派出所については7月15日金曜日に開設をしていただける予定でございます。

今年におきましても、この初日に各店舗に営業行為禁止のチラシの配布、また禁止事項の注意喚起を警察及び原田支部と連携して実施したいと考えております。

また、海水浴客の多くなります海水浴場開設期間中ですが、臨時派出所のご協力をいただきまして、職員と原田支部の皆さん、注意喚起のパトロールを行ってまいりたいと思います。

白浜大浜海水浴場の問題点につきましては、以前より警察を初め、原田区、白浜観光協会等の地元の皆様と問題を共有いたしまして、対策について協議をしているところでございますが、現在までに抜本的な対策は確立されていないところでございます。今後も地元区、また警察等の関係機関と密接に連携してまいりたいと考えております。

次に、水質の関係、また海藻等の清掃、安全対策といった点についてお答えさせていただきます。

海水浴場の水質調査でございます。

これは環境省が全国の水浴に供される公共用水域の水質等の状況について解析、集計を行いまして、全国の集計値を公表しております。

下田市及び賀茂郡におきましては、県の賀茂健康福祉センターが各海水浴場において海水採取を行いまして、調査を実施しております。本年度は、5月9日に当市の担当者も同行して行いました。調査結果につきましては、6月14日に公表されているものでございますけれ

ども、本市内9つの海水浴場のうち、7カ所がAAと。今回白浜大浜、鍋田の2カ所がAと
いうことで、結果といたしましては、海水浴場としては適しているという結果をいただいた
ところでございます。

次に、海藻等の清掃でございます。

昨年度も海水浴場開設日の前日、台風の影響で白浜、鍋田、多々戸等に海藻が打ち上げら
れたというようなことでございまして、その都度対応には苦慮しているところでございま
すが、実際各支部と夏期対のほうで連携いたしまして、そちらのほうの対応をさせていただ
いているところでございます。

また、環境対策課のほうのご協力もいただきまして、機械借り上げ料、そういったものを
支出していただいているというところでございます。

また、海水浴場の安全対策ということでございます。

海水浴場開設期間中には、白浜、吉佐美、外浦、各海水浴場にライフセーバーを配置いた
しまして、お客様の安全確保に努めているところでございます。ライフセーバーの皆さんに
おきましては、水難事故の予防・救助だけではなく、災害時における情報伝達、避難誘導等
において大きな役割を担っていただいていると認識しているところでございます。

また、白浜大浜海水浴場につきましては、例年夏期対の支部、それから原田区、ライフセ
ーバーの皆さんによりまして、避難誘導訓練を実施しているところでございます。

また、平成26年度に導入いたしましたスマートフォン用の下田市津波ハザードマップアプリ
というのもございますので、そういったものも観光客の皆さんの避難対策に有効であると
考えておりますので、周知、普及に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、サーフィン競技大会の会場誘致の進捗状況というようなご質問に対してご答
弁させていただきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおきましては、本年8月にサーフィン競技
が正式種目となる見込みと伺っております。本市におきましては、サーフィン会場誘致に向
けて、市内のサーフィン愛好家の皆さんが中心となって署名活動に取り組んでいただいたと
いうことで、市長に向けて署名をされた誘致の要望書が提出されたところでございます。こ
の要望を受けまして、昨年12月には、県内で本市と同様に誘致を要望しております磐田市
さん、それから牧之原市さんとともに川勝県知事に要望活動に行ってまいりました。

1月になりまして、大会組織委員会、それから日本サーフィン連盟のほうを訪問いたしま
して、静岡県での大会開催についての要望活動を行うとともに、市民の皆さんの大会会場誘

致に向けた機運醸成のため、ワークショップ会議等を開催いたしました。

当市の誘致活動の実績といたしましては、大会誘致のためのポスターの作成、また日米2カ国語での動画を作成する等、国内のみならず国外に向けても情報発信に取り組んでいるところでございます。

また、「オリンピックを下田に」をテーマにサーフィンの展示会を開催いたしまして、当市でのサーフィンの歴史、それからサーフポイントの魅力の紹介等、当市のサーフィンでありますとかビーチカルチャーの発信を行ったというところでございます。また、2月には、日本サーフィン連盟のジュニアの強化合宿も開催されております。

また、民間の皆様におきましてもご協力をいただいているところで、誘致ポスター図柄をデザインしたTシャツを作成していただいたり、またキッズサーフィンスクールの開催、これには50人以上のお子様たちが参加していただいたというようなことで、こちらのサーフィン大会誘致にご協力をいただいているところでございます。

また、今週の24日金曜日ですけれども、26日、金土日にかけて、JPSAジャパンプロサーフィンツアー2016、ショートボード第2戦という大会が白浜海岸で開催されます。この大会にあわせまして、26日日曜日には、下田を愛するサーファーの皆さんのご協力をいただきまして、全国で初となる1本の波に100人で乗ろうとする「目指せ100人波乗り！」というようなイベントと、あと初めてサーフィン競技を観戦する人でも楽しむことができる解説ブースと、そういったものを設置いたしますので、ぜひご都合がよろしければご参加いただきたいと思っております。

また、本市を含めまして40市町村が加盟いたしますサーフィンの東京オリンピック正式種目を応援する首長連合、そういう組織があるんですが、そちらの活動といたしまして、「サーフィンの夢をかなえる1万人のビーチクリーン2016」と題しました全国一斉の海岸清掃活動を海水浴場開設期間初日の7月16日土曜日、白浜海岸で予定しておりますので、またこちらでもよろしければご協力をお願いしたいと存じます。

次に、「渚の交番」の設置構想というようなご質問でございます。

渚の交番でございますが、先ほど議員からご説明がありましたように、こちらは日本財団が立ち上げたプロジェクトでございまして、警察組織でいいます交番とは意を異にするというようなものでございます。

こちらの概要でございます。

地域の海をもっとよくしていこうと、そういう将来像に近づけるために、海を利用する人

でございますとか、また海辺で活動をする人、また、ふだんは海を利用しないような地域の人たちをも巻き込んで、具体的な行動を行っていくための拠点をつくることを目的とするものでございます。渚の交番は、海を生かした地域づくり、それから海から地域を元気にしていくための拠点というものでございます。

渚の交番でございますけれども、やはり建設した後の運営に責任を持ってさまざまな活動に調整、誘発していくコーディネーターという方の存在が不可欠というようなことで、人ありきのプロジェクトというようなことでございます。

渚の交番でございますけれども、やはり何をするかというようなことについては、地域によって異なるというようなことがございますので、日本財団のほうはこの渚の交番の役割について具体的な定義づけはしていないというようなことで、理念的なものが決定しているというようなところでございます。

それから、助成額につきましても、おおむね100%というようなことで、上限額についてもやはり地域性があるということで、制限は決まっていないというところでございます。

具体的な助成の内容でございますけれども、施設の整備費、備品購入、それから建設年度及び前後年度を含めた3年間の運営費、こちらを助成していただけるというような制度でございます。

それから、助成の対象は民間団体でございますして、行政が主体となるのではなくて、地域によって自発的に支えられて、持続可能な取り組みとなることを目指していると、そういうような構想でございます。

現在、渚の交番でございますけれども、2010年に宮崎県青島ビーチで第1号が誕生しまして、次いで静岡県御前崎市、それから福井県の小浜市さん、本年5月には磐田市で開設されまして、全国で4カ所が整備済みとなっております。

当市におきましては、夏期対策協議会の支部長さん、それから伊豆白浜観光協会さん、下田ライフセービングクラブさん、それからマリネット下田さんといまして、これは下田の海でのマリンスポーツを振興していこうというような団体の皆さんでございますけれども、これらの皆さんと平成26年に開設直後の御前崎市さん、それから準備段階でありました磐田市さんの視察を実施してまいりました。

ちなみに、御前崎市さんのほうでは、「御前崎スマイルプロジェクト」という一般社団法人を設立いたしまして、そちらの団体が日本財団からの助成を受けまして、御前崎市の市有地に建物を整備しまして、その後市にその建物を寄附したと。その後、市はこのスマイルプ

プロジェクトさんを公募によらない指定管理者として指定して、管理を行っているという状況でございます。

それから、当市の状況でございます。

当市におきましては、先ほど沢登議員からもございましたように、白浜大浜海岸、そちらに渚の交番を整備していただきたいという構想を持っているところでございます。場所につきましては、伊豆白浜観光協会さんの事務所、駐車場、それから臨時派出所がある用地を想定しているところでございます。

ご承知のように、白浜大浜海岸につきましては、海水浴シーズンには40万人からのお客様が訪れる伊豆を代表する海水浴場でございますけれども、需要に対しまして供給が不足して、お客様にとっても利便性が悪い状況となっております。また、海水浴シーズン以外にも年間を通じまして多くのサーファーの皆さんが訪れていただいております。このような立地条件であれば、渚の交番を設置いたしまして、そちらに海の家ですとか駐車場、飲食、物販等の機能を持たせることで、事業収入を確保するとともに、海や地域の課題を解決しながら、収益を上げられるビジネスモデルが構築できるのではないかと考えております。また、こちらで夏期の不法業者への抑止の効果も見込めるものと考えているところでございます。

想定される渚の交番の機能でございますけれども、通年海で遊ぶことができるサービス、環境の提供、地域の人々や各種団体、観光客の皆さんが気軽に集えることができる、また交流情報発信ができるスペースの確保、また体験プログラムですとか観光情報の総合窓口、それから白浜大浜海岸の年間を通じての監視機能、夏期の臨時派出所の機能、また一般の人が海に興味を持っていただける機能等を想定しているところでございます。また、ビーチクリーナーでございますとか、救助やパトロールに必要な水上バイクの配備も可能となると考えております。

また、建設用地として想定しております用地につきましては、今、伊豆白浜観光協会さんが駐車場管理、事務所の設置をしておりますので、渚の交番構想につきまして理事会での説明を行うとともに、議員のご指摘にありましたように、3月28日に白浜観光協会さん、臨時総会を開催いたしまして、会員の皆様にもこちらの構想のご説明の機会を設けさせていただいております。

こちらの用地でございますけれども、これは一般公共海岸を臨時派出所、駐車場、公衆便所、更衣室、観光情報センター、浄化槽等の目的で、下田土木事務所から下田市が占用許可を受けているところでございます。

こちらの駐車場の経過につきましては、昭和40年代、白浜漁協さんによって整備されまして、整備費を補填するために駐車場料金を徴収していたものが、漁協さんが合併したことによりまして管理運営が伊豆白浜観光協会さんに移管され、現在まで継続しているというものでございます。

駐車場を管理するに当たりまして、ある程度の料金を徴収することはやむを得ないものと考えておりますけれども、このような状況が好ましいものとは考えておりませんので、是正策を含めまして、今現在、伊豆白浜観光協会さんと協議を進めている状況でございます。

ご指摘がありました議会全員協議会にも報告がないということでございます。

こちら現時点では構想段階でございまして、関係者レベルで日本財団さんと協議をしているというような状況で、じゃ一体どなたがやるのかというような事業主体も決まっておりません。また、建設場所についても構想でありまして、決してここで決定しているわけではないということをご理解をいただきたいと思っております。

議員がおっしゃいますように、関係者、地元にも十分説明をして、ご理解を求めて慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともご協力をお願いしたいと思います。

今後につきましては、伊豆白浜観光協会のある程度のご理解をいただけた場合には、また地元原田区を初めとした白浜の皆さん、それから市議会の皆様にも説明の機会を設けていきたいと考えているところでございます。

それから最後に、他の海水浴場の状況というようなことでございましたけれども、他の海水浴場につきましては通年の占用というような形はとっておりませんで、海水浴場を設置する期間、市のほうが占用して、それを地元の支部が管理しているというような状況でございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○議長（森 温繁君） 一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ここで、じゃ、10分休憩いたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、私のほうからは、3点目の人事評価と人事異動の取り組みについて答弁させていただきます。

人事評価につきましては、議員の主旨質問にもありましたとおり、本年度から地方公務員法上で規定されたことから、必ず実施しなければならないものと認識しております。

その方法につきましては、評価期間中において職員が発揮した能力とまた上げた業績、その2本立てで評価を行うこととなっております。能力評価につきましては、評価を行う項目や着眼点があらかじめ示されており、これに基づき評価を行うこととなります。また、業績評価につきましては、評価者と被評価者の面談を通じて行うべき業務を、いつまでにどの水準まで行うのかといった目標を年度当初に定めることとなります。このように、事前に評価基準が示され設定されることが、評価の公正さのよりどころになると考えております。

しかしながら、評価者によっては評価が厳しくなったり、また甘くなったりということが生じる可能性もありますので、評価者訓練を積み重ね、その差を解消していくことが一つの課題になってくるものと考えております。これらは試行の段階で、このようなことの注意が今あらわれているというふう認識しております。

また、2点目の評価の根本的部分の変更の可能性でございますが、能力評価におきまして評価項目や着眼点を事前に設定しており、それらは常識的、標準的な項目となっておりますので、任命権者の変更によって基本的にそれらが大幅に変更を加えられるということはないと、今のところは考えております。

次に、評価の目的や効果でございますが、業績評価におきましては、年度末の3月頃に年度当初に掲げた目標の達成状況を評価し、評価者との面談を通じてよかった点や課題になった事項の確認を行い、次年度に向けた改善作業を行うこととなります。能力評価とあわせ、職務遂行能力や能力開発の促進、人材育成の推進が人事評価の目的となっております。また、年間を通じた一連のプロセスにより、業務の目標の進捗管理を徹底し、発揮した能力や上げた業績を評価していくことが、結果としてよりよい市民サービスの提供やその向上につながっていくことになるものと考えております。

また、評価には職員による自己評価や上司による評価結果のフィードバックの機会が設けられておりますので、決して評価者側が一方的に評価を進めるものではございません。

なお、人事評価は、その目的や手法も含め、課内会議や政策会議、課長会議とは異なるものと考えております。

人事評価制度の導入により、その目的であります職務遂行能力や能力開発の促進、そして人材育成の推進を期待するとともに、個々の職員の掲げた目標を共有し、それを支援し、その結果を正しく評価することは、組織運営上必要なことであると認識しております。

次に、職員の負担増につながらないかのご質問でございますが、新しく導入した制度であり、負担が増えるものではございますが、組織内の目標や課題を職員が共有することにより、職務の効率化、ミスの防止、無駄の排除につながるができることと認識しております。その結果といたしまして、長時間労働の改善につながり、成功体験を重ねることで職員のモチベーションも向上する制度を目指しているところでございます。

適正な人員配置、人事異動との関連性でございますが、平成27年度は試行の状態でしたので、人事評価の結果を人事異動に反映させるということには行っておりませんでした。しかしながら、職員の適数、部署の把握に役立てるなど、人事管理の基礎として活用できるよう、よりよい評価制度にする必要を考えております。この件は、議員の主旨質問にもありましたように、地方公務員法の第23条におきまして、人事管理の基礎として活用するというようなことが記載されているところでございます。

最後に、保育士、教諭や職員の自由な発想の尊重の件でございますが、各職員の自由な発想を、上司との面談により組織目標化することも可能です。自由な発想が下田市のため、市民のため、市民サービスの充実に必要なものであるならば、本制度の活用により実現していく道が広がるものと確信しております。議員が心配するようなことがないように配慮するとともに、制度については改善していく予定ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 再質問。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 順番に1問ずつ問題ごとに質問をしまいたいと思います。

4月ですか、におかれまして第5回のこの総合会議において、1校化を目指したらどうかと、こういう見解が多くなってきたと、こう理解していいのかもしれませんが、やはり現在、下中も7クラスですよ。国が言っているところの12クラスから18クラスにしなさいというような観点からいけば、下市内の全ての中学校は小規模校である、こう言うのではないかと思うんです。ですから、やはり小規模校をどう上手に運営していくかというこ

とが、課題として問われているんだろうと思うんです。

35人学級という制度の中で、したがって17人から18人、36人になりますと18人、半分に分けてクラスがもう一つ増えるということに恐らくなるんだろうと思うんです。県のほうは、それは最低20人だよとかというような制限もあろうかと思いますが、理屈といたしますか、一つの目安としては、1クラス18人以上いれば、それはもうそれがむしろ小規模校として教育効果が一番高まる人員だと、1クラスの人員についていえば。そういうことからやはり考えていく必要が最低あるのではないかと。

ですから、教育効果というよりも、美術や音楽の先生が配置できるかできないかという、ここに一番の根本原因がむしろ僕はあるんだろうと思うんです。したがって、国の制度に従って生徒数を多くしませんと、そういう専門の先生が配置できないんだと。こういうことがこの問題の根本にあって、団体競技ができないからとか何が何だとかと理屈はつけていますけれども、本質はそこではないと。そうだとすれば、そこにあるんだとすれば、この8年間何をしてきたんだと。子供たちをそういう団体競技ができない措置に置いてきて、何も措置していないと。1度バスケットですか、稲生沢中学と合同で競技していますよと、こういう経験があるということであれば、そういうものをもっといっぱい醸成していくといたしますか、そういうことが必要だろうと思うんです。

統合すれば、下中にありますような吹奏楽部ができるかという、私はとてもそんな形ではできないと思うんですよね、状況は。ですから、この陸上部等を見ますと、3人しか下田の中学でいないというこういう資料ですから、僕と同級生の名前を出しては悪いですが、渡辺君あたりが一生懸命ここに陸上をやりたいという子供の指導をされている。これは学校教育とは別ですが、そういうこの特殊化といたしますか、方々との学校教育の協力体制をどうつくっていくのか。

稲生沢についていえば、やはり地元の子供は地元で育てるといたしますか、この理念を僕は失ってはいけないと思うんです。統合したときに、そういう理念がどう保証されるのか、それから、今後小中一貫校については考えていくということですが、統合するにしても地域に最低限学校を残していくという、こういう発想が私は必要だろうと思うんです。中学がなくなった、あとは小学校も1クラスになったら複合クラスはだめだよと、統合するんですよと、こういう方針になっているわけですから、教育理論から言ったら、私は千葉大の先生の理論のほうが正解ではないかと、こう思っているわけです。文科省の見解というのは、単なる職員の人員削減のための意味合いが強いのではないかと、こういうぐあいに思うわけ

です。

ですから、全ての統合がだめではなくて、少なくともその18人が維持できるようなこの状態の場合は、やはり学校をきっちりその地域に残していくということが必要ではないかと、こう思うわけです。子供だけではなくて、学校がやはり地域に果たしている役割というのを、教育委員会としてどう考えているのか、あわせてお尋ねをしたいと思うわけです。

まさに中学校の廃止、学校が地域からなくなるということは、そこに住む人やふるさどがなくなってしまうということにつながってまいるのではないかと。それを効率化のみで1校にしていくのがいいんだというような発想というのは、何かおかしいのではないかという気がするんですけども、その点は恐らく総合教育会議ですから、市当局、市長の主導性でそういう方向が打ち出されたのではないかと思うんですけども、そこら辺の見解を改めて尋ねたいと思います。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） まず、35人学級というお話の中で、クラスを2つに分けることができるのではないかというお話がありましたけれども、これについては静岡式35人ということで、これ全国でこの制度をやっておるわけではありませんで、静岡ではということで先行しているわけで、この35人がいつ40人になるか、要は先生の数との関係で、県教委は実は先生についてはいろんな配当がありまして、少人数指導加配とか、夢加配とかという中で、そういう加配を少なくして35人学級をつくっておるということですので、申しわけないですけども、この人数については、当然これからまた変わる可能性があるというように思っております。

その中で、小規模校という数字的なものでありますけれども、いろいろな考えがある中で、先ほど言った少ない人数であれば学力もということですけども、私たちが目指しているのは、生きる力ということを総合的に考えております。学習だけではなくて、人間関係を学ぶのは、これも中学校の学生時代の大きな要因になろうかと思えます。切磋琢磨ということも先ほど使わせてもらいましたけれども、子供たちが大きな環境で大きな人数の中の環境で育っていくこと、これは今の子供たちに必要だというふうに認識して進めております。多分私たちも含めて、皆さんもそうでしょうけれども、少人数の中でやってきた経験というのは、大人の世界ではないのかなということ、今までの経緯を踏まえて、やはりいいところもたくさんあります。しかし、もっともっと子供たちを伸ばしていくには、やっぱり環境整備が当然必要になるというふうに考えて、今進めておるところでございます。

あと、社会教育的な地域にということの中で、当然学校の役割というのは、大きく分けると2つに分けられるのかなど。その1つが、当然地域にとっての学校、もう1点が、子供にとっての学校と。この2つというのは切り離せない大きな問題となっておりますが、私たち教育行政としては、地域も大切です。それもよくわかります。しかし、子供の環境を伸ばしていくためには、やっぱり子供の本来の教育ということ、申しわけないですけども、今は優先させて考えさせていただいておりますので、地域にとっての学校の必要性、大切さはわかりますけれども、今の段階では、このことを両方を追い求めていくことはできない。その中で判断しているのが、子供のためにということと考えておりますので、ぜひその辺をご理解していただけたらと思います。

あとは総合教育会議という話がありましたけれども、これについては協議をする場で方向性を示すと、先ほど市長がという話がありました、ここには教育委員の皆さんが入って、本当に5回の中で積み重ねをしてきました。やはり小規模校から稲生沢、稲梓がいいのではないかと、まずというようなことから議論をしていく中で、やはり皆さんの考えが今後5年、10年、その先を考えたときに、これは必ず必要になってくるというような結論に達して、先ほど言われた市長の言葉が前に出てということは、私もこの会議に出させてもらって、その辺はないと断言できると思います。

ちょっと質問に対しての答弁漏れがあったかもしれませんが、私のほうからは以上、説明をさせていただきました。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 教育論は長くなりますので、この辺でとどめたいと思いますが、一言だけぜひお願いをしておきたいと思いますが、前回の稲生沢と稲梓の統合は、本来は必要なものであると。教育委員会は間違っていないけれども、それに反対した住民がおかしいんだと、こういう見解に委員会は立っているのではないかと思うんです。そこに大きな間違いがある。

住民がそういう方向はだめですよと、こう言ったものを真摯に受けとめていないと。したがって、前回の答申と今回の答申が同じだと、同じ見解の人たちが委員として審議をしていると、人は違いますけれども。ですから、統合ではなくて、ほかのやり方で解決したらどうでしょうかという意見が、審議会の中で一切出てきていない。したがって、小中一貫校を検討したらどうかというような意見も審議会の中で出てきていない、こういうことになっているのではないかと私は思うんです。

ですから、少子高齢化の中で、この学校統廃合の問題はどう解決していったらいいかというのは、重大な問題だと僕は思うんです。知恵を出し合わなければならない問題だと思うんですけれども、やはりいろんな見解がその審議会や教育委員会の中で検討されて、一番いい方法が選ばれていくと、ぜひこういうような仕組みをつくり上げていただきたい。そのためには、市民が反対したことを、それは市民のほうの間違っているんだという見解に立ったら、これは議論にはならない、私はそう思いますので、そこの姿勢はぜひとも改めていただきたい、こういうぐあいに思うわけです。

次に、渚の交番の課題を質問をしたいと思いますが、これは日本財団グループが推薦するこの渚の交番であると、3年間の補助金の制度があるんだと、運営やこの建物の建築についても補助金が出ますよ、しかも金額的には制限がないんだというご説明があったかと思えます。

それで、これの申請について、財団に行っているんでしょうか。これは主体者は民間だと、市ではないと言っているにもかかわらず、財団と打ち合わせを観光課のほうで、市のほうで、今の報告ですとされているのではないかと思うんですけれども、どういうことでそういう事態になっているのかと。

ですから、今の白浜の夏の管理の状態で、決して私もいいとは思っておりませんが、やはり議員にもきっちり説明をする、地元の者にもきっちり説明をするということなしに、財団と一定の制度があるからどんどん交渉を進めていくんだと、こういう姿勢であっては、何か誰がやるのということになってしまうのではないかと思うんですが、この点はどうなんでしょうか。

さらに、夏期の海岸対策事業とこの渚の交番との関係、あるいはこの浜地は誰のものでもないというか、地元の方々が天草をとって干していたり、いろんな利用の仕方を国有地でありますのでされているんだらうと思うんです。これらのものは、具体的にはある意味では活用される、ある意味では制限されるということにもなるかと思えますので、そこら辺の評価というか、地元の人たちの見解というのは、やはり尊重してまいらなければならないと思うんですが、新たな利権を生むことになりかねないのではないかという指摘についてはご答弁いただいておりますので、そこら辺をどう考えられているのか再質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 事業実施主体は民間であると。それから、申請の状況はどう

なっているのかというようなことでございまして、これは過去にライフセービングクラブさんのほうから、こういった事業があるので、ぜひともこの事業を通じて白浜大浜海岸の適正な管理というようなお話が、白浜観光協会さんのほうにあったというようなお話を聞いております。

また、そういうお話がありまして、今のこの状況をどうにかしなければいけないなというようなこともございまして、ライフセービングクラブさんですとか、先ほど申し上げました下田マリネットという下田の海のマリンスポーツの振興ですとか、海をよくしていこうというような方たちの団体でございます。そういう方たちからやはり、こういうような制度があるよというようなことで、白浜大浜海岸はどうだろうというようなお話があったところでございまして、そこを通じて日本財団さんにはこういう状況があるんですが、こういうことは可能だろうかというようなお話は、私どもも一緒になってさせていただいているのは事実でございます。実際に申請はまだしておりません。

このやり方はどうなるのかというふうに考えますと、恐らく民間でそういった団体を組織させていただいて、そちらの民間の団体が全部やるというのはなかなか難しいというようなものもございますので、恐らく民間が事業実施主体、それを助成を受けた御前崎さん、先ほどちょっとありましたけれども、民間のほうで助成を受けて、それを市に寄附して、それで市が指定管理で行うというような形になりますので、恐らくそういう形でないと、持続可能な、要は施設というようなことの維持が難しいのではないかと考えているところでございまして、市の事業となれば、当然皆様方にもご説明をしなければならないということで、申請についてはまだ行っていないというようなところでございます。

実際に本当にまだ打ち合わせ的な、いわゆるこのような企画だったらどうなんだろうというような程度でございます。

それから、また夏期対との関係というような話もございますので、例えばまだ実際にどなたが実施主体になってやっていただくかというようなことが決まっていないと。先ほども人ありきのプロジェクトというようなことを申し上げましたけれども、当然この拠点施設のほうに1年間を通じて常駐していただくというような形になりますので。それから、あとそういったライフセーバーの皆さんですとか、パトロールしていただく皆さんですとか、そういったいわゆるコーディネーター的な人が必要になってきますので、こういった人材をどこから持ってくるのかというようなこともございますので、それについては関係団体、また白浜観光協会さん、地元の原田区さんとも協議をしなければ、なかなか進められないというよう

なところでございます。

実際にその辺のところはまだ未確定な状況でございますので、それからまた用地の問題もでございます。実際に用地を恐らく今県から市が占有している状況でございますので、当然県が民間のほうにそのまま占有させるとか、そのまま売り払いするとかというようなことは考えられませんので、どうしてもそこについてはひとつ市が絡まなければならないというような認識をしているところでございます。

やはりその利権といいますか、当然その物販ですとか飲食ですとか、そういったものを踏まえまして、収益としてこちらの管理経費に充てていくというようなことを今想定しているものですから、当然白浜観光協会さん、それから地元の皆さんとは十分と協議をしなければならないと。当然それからあと施設を建設するに当たりまして、面積がどれくらい必要なのか、それから例えば2階建てが必要なのかというようなこともございます。それについてはまた景観というようなこともございますので、こちらについてはまだ一切皆様方にお話していない状況でございますので、ある程度のご理解をいただけたら、これから地元、それから議会、市民の皆様にご説明をしていただきたいと思いますと考えている状況でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 白浜についていえば、夏期海岸対策事業で浜の中にそれぞれ海の家が設置をして、一定のサービスをしていたという経緯があったかと思うんです。しかし、この不法営業がはびこってまいって、浜から全てそういうものは撤去して、誰も浜の中でそういう営業や不法な行為をしてはいかんと、こういう仕組みにしていっていったと思うんですね、経緯は。

これは夏だけの話で、今度のやつは1年間を通じてということで、やはりそういう意味では、2020年のオリンピックやパラリンピックのサーフィン競技を下田に呼び込もうと、この姿勢を楠山市政は示して努力をしてまいったかと思うんです。そういうものの一つとして、こういうものはどうかというような検討をされているのではないかと、こんな思いもするわけでありましてけれども、楠山市長の所見をお尋ねしたいと。

特に、私は毎年々この海水浴場の件につきましては、楠山市長に質問させていただいてると。何とか改善してほしいと、こういうぐあいに申してきたところで、どこが改善できて、どう改善できなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 答弁のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

渚の交番、また白浜の健全化等について、具体的な事項やこれからの手順につきましては、今後のことですので、今後しっかりしていただくように希望いたしまして、私のほうからはこれまで、またここまでの考えや思いを述べさせていただきたいというふうに思っております。

まず、白浜大浜の健全化につきましては、沢登議員から毎年ご指摘いただくように、改善傾向のあるところも確かにありますが、なかなか抜本的に改善できないということが事実であります。そういう中で、条例等の厳罰化の中でそれを管理するという方法もあろうかというふうに思いますが、どこまでそういう厳罰化というものができるのか、あるいは厳罰化で果たしてそれを解決できるのかということもあります。

そういう中では、多樣的また多面的な形で、あらゆる手法を使って健全化に向けてという中で、先ほどもありましたが、警察のみならず保健所や、または税務署等々いろんな形の中で、これを健全化に向けるための手だてはなかろうかということで相談を持ちかけているところではあります。やはりこの方法できちっと全部ゼロにできるというような手法がない中では、地元の原田区の皆さん等々と一緒にパトロール等もしながら、健全化に向けてやってきたということでありまして、先ほど課長からもありましたが、抜本的な解決策が見出せないでいるということが事実だと思っておりますが、ここで諦める話ではありませんので、しっかりと積み重ねていかなければならないというふうに考えております。

それから、渚の交番等、またサーフィンの誘致等になりますが、下田にとりまして、もうここ何十年下田のイメージのアンケートをとりますと、第1に来るのが海であります。そして、海から派生するイメージが、まず海のきれいさ等々の景観の話でありますし、またそれを使ったマリンスポーツ、海水浴等のマリンスポーツのイメージ、そしてもう一つ最後が、やはり海からとれる海産物の新鮮さやおいしさと。このやはり海というものは、下田のまちづくりのテーマとしてはもう絶対に必要な状況でありまして、この海のイメージ、この海の使い勝手というのは、下田のまちづくりの大きなテーマだというふうに考えているところであります。

そういう意味の中で、観光のまちづくり推進計画の中でも、「世界一の海づくり」というテーマを掲げまして、海とまちづくりをどういうふうに上手にやっていくのかというところを進めているところであります。

これもまた「世界一」というふうに命名したところが、世界の1番なのか2番なのか3番

なのかという、そういうことを言われる方もいらっしゃいましたが、「世界一」というのは、市民にとっては世界一だと誇れると、そういうイメージを持ち、また来訪客、観光客に対しましては、世界一の海だと褒めていただけるような、そういうふうな海、そしてその海はイコールまちだというふうなところで、最上級の褒め言葉、最上級の目的というふうに「世界一」と使わせていただいたところだと考えております。

先ほど沢登議員もおっしゃいましたが、やはり海は下田の重要な観光施設だというふうにおっしゃいました。この考え方というのは、私は大変重要だというふうに思います。施設であるなら、やはり施設整備はしなければいけないと。ほっといて施設ではないということでもありますので、そういう意味では、その整備をやっていかなければならない。そして、夏期の海水浴客だけではなく、1年中、通年型という形で、「いつ来ても、何度来ても」というキャッチフレーズを使っている以上、やはりそういう方たちを1年中受け入れられるという形にしなければならぬという中では、楽しさを提供できるか、あるいはサービスをしっかりと提供できるか、そして環境保全をしっかりとされているか、そして安心・安全の状況をつくれるかというようなことが求められているところでありまして、そういうものの整備がこれから必要だということでもあります。

そういうものをやる場合、ものを行う場合、よく「人」と「事」と「金」と、3つは三要素と言われているところがあります。

「事」ということに関しましては、先ほど言いましたが、この海を生かしたまちづくり、あるいはそれを文化や産業にしていくと。そして下田らしさをきちっと表現していくという中で、今回の渚の交番に関しましては、その具体的な定義というのはつくられていないと。ですから、これからきちっと下田らしい海の使い方、海の生かし方、整備の仕方というのを考えるということによって、この「事」というのがなし得ると思います。

そして、もう一つ、これは大きな下田市にとっても懸案ではありますが、財政的にどうしても弱い中で、そういう整備に関してやはり資金がなかなかない中で、今回この日本財団の渚の交番の制度を使うことによって、金ということが解決できるだろうということになりました。ただし、これに関しましては、先ほど課長のほうからありましたが、私も同行して、日本財団のほうで渚の交番のシステムをいろいろお聞きしました。お願いもしました。ただただ海があるから、海を使うからといって、丸投げでお金が出るわけではありません。かなり厳しい要件があります。

その厳しい要件の1つが、やはり海というものは、その地域の文化になっているのか、子

供たちの教育に生かされているのか、そういうことをしっかりとやらなければいけないというふうに言われているところであります。そういう意味では、今回教育委員会等の中で、子供たちに体験プログラムの中でマリンスポーツ等を体験して、地域の文化に寄与できるような、そういう子育てもしていこうというようなことも重複しているところであります。

そして、もう一つ最後の「人」であります。

これも、先ほど課長から言いましたが、やはり下田の中で、「もの」、「事」を行っていく中では、やはり「人」というものがしっかりとつくらなければならないと。なかなかそういう人材育成というのは、でき上がっていない状況もあります。それを今回、行政が主導ではなく、民間活力が主導でやらなければならないという条件でありますので、ぜひとも地元の皆様のご理解やご協力をいただかなければならない、また、海の関係の皆さんに協力をいただかなければならないということで、白浜観光協会、それから原田区の皆様、そして海の関係のそれぞれの団体の皆様に、今しっかりと説明をしている。

ただし、民間活力であったとしても、民間の皆様にも丸投げをして果たしてできるのかということがありますので、行政としてはしっかりとリーダーシップをとって、そしてともにやっていって、結果的には官民が連携をしてやらないとできないということの中でいかなければならないというふうに考えております。

そういう中では、先ほど景観の話もありましたが、庁内の中でも担当課、観光交流課が1課で全部できる話ではなく、各課がそれぞれの役割の中で連携をして、渚の交番をしっかりと進めていくというような体制をとっていかなければなりませんし、まだまだ庁内の中では始まったばかりでありますので、そういう理解が庁内の中でもつくり上げられていないところがありますので、これからはそれをしっかりとやっていくことが必要かというふうに思っております。そういう中で、庁内にしっかりとした理解を持ち、力を持ち、そして民間の皆さんにご理解とそういう自発的な力を持っていただくことをお願いしているところであります。

そういう中で、一つのサーフィン競技等も下田の誇れる文化になり、そしてオリンピックに会場として採用された折には、本当に名誉なことですし、これはもう下田のみならず伊豆半島全域でしっかりと進め、県にもお願いしなければならないことではありますが、なかなか手挙げをしたところも多く、競争率も高いところでもありますので、それに選ばれるかどうかというのはかなり難しいかもしれませんが、しかし手を挙げたというそういう誇りは消えないところでもありますし、下田の海のすばらしさは続くことでもありますので、ぜひともそうい

う思いの中で、一つの整備としてこの渚の交番の構想を今後ぜひとも進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 楠山市長の理念を語っていただきまして、理想を語っていただきまして、その点は一致するところが多いのではないかと評価させていただきたいと思いますが、実態は、夏期海岸対策事業におきましても、4団体のこの不法の営業を取り締まれないというこういう状態が続いているわけですので、この組織をつくっても、こういうものを解決していくということは、また別の課題としてきっちり進めていかなければならないし、現実進めていくことになりまして、何よりも地元の方々の理解ということが必要だろうと思うんです。新たなこの利権といいますか、主体者が指定管理者が決まっていくということにもつながっていく、先の話かもしれませんが。そういう点で慎重に慎重を期して進めていただきたい。それはやはり多くの人たちの意見を真摯に問うということではないと思うわけです。

最後に、人事評価の取り組みについてを再度お尋ねをしたいと思います。

ぜひとも先ほど申しましたような心配事が、この人事評価で起きないようにしていただきたい。私が推測するに、自分の経験から言ってもこれは必ず起きると、こういう場合に逆の意味での確信をせざるを得ないと。職員組合や課長会議の中でどのような評価が、あるいは政策会議の中で昨年1年間でしょうか、昨年何回か実施をしているということで、面談もされているんでしょうから、真摯に当局からの見解だけではなくて、それを受けている側の職員の側からの思いがどういうぐあいなものが出ているのか、それがどう検討されているのかの点をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 人事評価につきましては、平成27年度に試行しておりまして、そのとき、やはり反省点は多々出ております。

その1つといたしましては、昨年は評価を中間の評価と期末評価と2回やったんですが、中間評価についてはかなり負担も大きいということで、今年度の実施に関しましては、中間面談のほうは面談だけということで、中間の評価はしないというようなところで改善も起こっております。

それと、沢登議員が心配されているという、具体的にはいろいろとあると思いますけれど

も、これコミュニケーションがかなりとれるようになると思います。昨年は下の職員のほうからつくった調書を係長が評価というか、目標設定をしてというような形でやってきましたけれども、今年はそれも直して、一旦組織目標というものを、課の課長も含めて課のほうで課の組織目標、市の目標は何なのかを理解した中で、組織目標を今年は先に定めていただきたいというようなお願いをしました。

それで組織目標を、課によっては課長が一人でやるのではなく、係長も含めて組織目標を今年は自分たちの課はこういう目標でいこうと、こういう課題があるよというところを協議した中でやっているところもありますので、本当はそれがベストなんですけれども、そのような形で組織目標を設定した中で、さらにそれを係長が自分の課員に伝えるというような形でいくような形になりますと、職員も自分がじゃ何を目指しているのか、何をやっていいのかということが明確になりますので、それが組織の目標と合致するということは、職務を遂行上、効率化とか、その中でコミュニケーションがさらによくなるというようなことも多々出てきておりますので、この制度を、法で定まっているからやるということではなくて、下田市に合致した形の、小さい自治体でこういうようないい取り組みを模範となるような取り組みをしていくということは、市民にとって大変なサービスの向上になると考えておりますので、ぜひそのような心配事がないような形に、毎年毎年改善を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 総務課長の思いと熱意については、ぜひ頑張ってくださいと思いますが、先ほど質問しました保育所やこの学校の先生方の幼稚園教諭等の評価は、恐らく総務課がするというのではなくて、当然それは教育委員会がすべき評価ではないかと思うんです。そこら辺がどういうことになっているのか、教育委員会、教育長ないしは担当者にお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 今の幼稚園教諭、保育士も含めての人事評価についてですけども、これは教育委員会のほうで評価をするということで進めていきます。ちなみに、学校教育のほうでも、もう10年来この人事評価というのをやっております。いろんな心配があります。でも、先ほど総務課長さんが言われた先生方とのコミュニケーション、これがとれるということは、もう間違いないと思います。そして、学校経営目標、学校目標に従って、先生

方はその目標で自分が何ができるかと。全く、今、総務課長さんが言われた流れでやっていると、これは1年、2年ではそれが機能するというと、なかなか難しいところがありますけれども、今学校としては、そういう形で評価して、非常にコミュニケーションがとれて、先生方の気持ちが理解できたりということで、お金のことに关しますと、ちょっとこれは学校教育のほうもやっぱり問題があるかなと思いますけれども、この人事評価については、非常にやってよかったというふうに、これは私自身が思っているところです。

すみません、余計なことを言いました。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（沢登英信君） 結果がすぐ出てこようかと思しますので、その結果を見て、ぜひいい結果を出されるように希望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（森 温繁君） これをもって13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎報第4号及び報第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第7号））、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、報第4号及び報第5号につきまして一括してご説明をさせていただきます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第4号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専第2号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第7号）を別紙

のとおり平成28年3月31日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございます。

お手数ですが、別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要のほうをご用意いただきたいと思っております。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページから3ページに記載がございますが、1款の市税から21款市債につきまして、金額の確定による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書4ページに記載がございますように、2款総務費から9款教育費までの各事業の確定精査に伴う補正措置と、財源調整に伴い12款予備費を増額させていただいたものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度下田市一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,703万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億8,825万5,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によることで、予算書の2ページから4ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」は、全部で5件でございます。

1件目、経済変動対策特別資金利子補給補助金、2件目、災害対策資金利子補給補助金及び3件目、農業経営基盤強化資金利子助成補助金につきましては、融資実績がございませんでしたので廃止としたもの。4件目、第5分団第1部詰所建設工事設計業務委託料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額540万円を515万6,000円に、平成27年度予算計上額216万円を191万6,000円に変更するもの。5件目、軽自動車税及び固定資産税の納税通知書に係ります電算処理アウトソーシング帳票一括印刷等で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額240万円を198万7,000円に変更するものでございます。

次に、第3条地方債の補正でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の変更は、6件でございます。

1件目、起債の目的、敷根公園改修事業につきましては、屋内温水プール外壁工事及び冷温水器機取りかえ一式の工事契約確定によりまして、限度額1,500万円を1,490万円に変更するもの。2件目、起債の目的、消防団ポンプ自動車につきましては、契約額確定によりまして、限度額1,000万円を980万円に変更するもの。3件目、起債の目的、第2分団第3部詰め所建設事業につきましては、上大沢、下大沢及び蓮台寺地区統合の新消防詰所に係る工事契約額確定により、限度額4,590万円を4,260万円に変更するもの。4件目、起債の目的、白浜地区防災センター建設事業につきましては、旧土屋医院解体工事及び白浜地区防災センター建設工事実施設計業務委託の契約額確定により、限度額2,180万円を2,080万円に変更するもの。5件目、起債の目的、第5分団第1部詰所建設事業につきましては、旧淡交荘解体及び柿崎・外浦地区の新消防詰所建設工事設計業務委託の契約額確定により、限度額340万円を270万円に変更するもの。6件目、起債の目的、下田中学校屋上改修事業につきましては、下田中学校北側校舎FRP防水補修の工事契約額確定によりまして、限度額2,100万円を2,040万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容について、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から10款1項1目2節特別交付税までの増減は交付額の確定によるもので、主なものは6款地方消費税交付金1億1,888万4,000円の増額及び10款特別交付税1億3,081万3,000円の増額、21款1項2目3節都市計画債から21款1項4目2節中学校債までの減額は、補正内容の欄に記載のとおり合計額590万円の減額で、先ほど予算書6ページにて説明いたしました地方債補正6件によるものでございます。

選挙管理委員会関係です。14款2項1目5節国庫選挙人名簿システム改修費補助金34万円の増額は、18歳選挙権対応などの補助金額の確定によるもの。

税務課関係、賀茂地方税債権整理回収協議会によります滞納整理実施予告書を平成28年1月29日に送付したところ、2月末までの1カ月間で1款合計で2,100万円及び20款の諸収入延滞金700万円、合わせまして2,800万円の滞納に対する納税がございましたので、同額を増額補正したものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

地域防災課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金42万3,000円の減額は、確定によるもの。14款2項1目4節国庫地域防災対策費補助金118万4,000円の減額も事業費の確定に伴うもの。18款2項1目3節緊急地震津波対策基金繰入金は、財源充当の組みかえ。同目4節防災基金繰入金2万7,000円の減額は、実績に伴う修正によるもの。20款4項4目8節消防団員退職報償金受入金343万6,000円の減額は、団員退職報償金の確定に伴うもの。同目20節雑入36万8,000円の増額は、市町村振興協会地震津波対策事業交付金の交付によるものでございます。

市民保健課関係、13款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料の3万3,000円の増額は、通知カード再交付手数料の収入によるもの。14款2項1目1節国庫社会保障税番号制度整備事業費補助金の751万4,000円の減額は、補正内容欄に記載のとおり、個人番号カード交付事業及び事務に対する交付額の確定によるものでございます。

環境対策課関係、14款2項3目2節国庫循環型社会形成推進交付金11万1,000円の減額、15款2項3目2節県費環境対策費補助金のうち10万7,000円の減額は、合併処理浄化槽設置の事業費確定に伴うもの。同節のうち、海外漂流物等対策事業10万6,000円の減額は、補助金の交付確定によるもの。

6 ページ、7 ページをお開きください。

18款1項6目1節水道事業会計繰入金28万円の減額は、合併処理浄化槽設置に係る水道水源保護条例による上乗せ分の事業費の確定に伴うものでございます。

産業振興課関係、15款2項4目1節県費農業費補助金18万1,000円の減額は、中山間地域等直接支払事業の事業費の確定に伴うもの。20款4項4目20節雑入34万7,000円の減額は、農地中間管理機構業務委託費の確定に伴うものでございます。

建設課関係、15款2項6目1節県費住宅費補助金18万1,000円の減額は、ブロック塀等耐震促進事業の事業費の確定に伴うもの。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出でございます。

企画財政課関係、2款9項1目0910電算処理総務事務155万7,000円の減額は、補正内容欄の記載のとおり、事業費の確定に伴う精算。12款1項1目予備費は、歳入歳出調整額として3億1,392万3,000円の追加で、補正後の額を3億8,189万6,000円としたものでございます。

施設整備室関係、2款1項15目0255新庁舎等建設推進事業96万1,000円の減額は、補正内

容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務39万円の減額は、静岡地方税滞納整理機構負担金の確定によるもの。同項2目0471資産税課税事務77万円の減額、同じく0472市税徴収事務38万1,000円の減額、同じく0474賀茂地方税債権整理回収協議会設立準備事務23万円の減額は、補正内容欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算でございます。

地域防災課関係、2款8項1目0860地域防災対策総務事務965万3,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算による1,930万6,000円の減額及び緊急地震・津波対策交付金の返還金965万3,000円の増額によるもの。同目0861地域防災組織育成事業239万円の減額、同目0864防災施設等整備事業99万2,000円の減額は、事業費確定に伴う精算。8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務416万9,000円の減額は、下田地区消防組合負担金の確定によるもの。同項2目5810消防団活動推進事業343万6,000円の減額は、団員退職者の人員確定によるもの。同項3目5860消防施設等整備事業36万5,000円の減額、同目5864第2分団第3部詰所建設事業329万4,000円の減額、同目5865白浜地区防災センター建設事業98万4,000円の減額、同目5866第5分団第1部詰所建設事業68万円の減額は、補正内容欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1006災害時要援護者支援対策事業12万9,000円の減額は、避難行動要支援者名簿システム用キー購入の確定に伴う精算。

10ページ、11ページをお開きください。

同項4目1052在宅身体障害者（児）援護事業28万2,000円の減額は、重度身体障害者等災害用具費に係る精算によるものでございます。

市民保健課関係、2款3項1目0505住民基本台帳ネットワーク事務558万円の減額は、マイナンバー通知カード及び個人番号カード関連事務に係る地方公共団体情報システム機構交付金が減額となったもの。4款1項3目2040母子保健相談指導事業150万円の減額は、妊婦健診委託の事業費の確定によるものでございます。

環境対策課関係、4款3項5目2383環境美化推進事業23万7,000円の減額、同目2384浄化槽設置整備事業69万4,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定によるものでございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務81万円の減額は、農地相談員に係る事務費精算によるもの。同項3目3100農業振興事業34万8,000円の減額は、農地中間管理機構業務委託の精算による事務費の減額及び農業経営基盤強化資金利子助成補助金の新規申請が

なかったことによるもの。同目3101中山間地域等直接支払事業24万4,000円の減額は、集落協定面積の減による中山間地域等直接支払交付金の確定によるもの。6款1項2目4051中小企業金融対策事業51万2,000円の減額は、信用保証協会損失補償負担金の確定に伴うもの及び経済変動対策特別資金利子補給補助金と災害対策資金利子補給補助金の新規申請がなかったことによるものでございます。

建設課関係、7款5項1目5150都市計画総務事務36万9,000円の減額は、大判プロッター購入金額の確定に伴う精算。同項4目5250都市公園維持管理事業187万5,000円の減額は、都市公園改修工事の事業費の確定に伴うもの。7款7項2目5620耐震改修支援事業98万9,000円の減額は、補正内容欄に記載のとおり、事業費の確定に伴うものでございます。

学校教育課関係、3款3項6目1452放課後児童対策事業220万円の減額は、放課後児童クラブ指導員の調整による賃金の精算によるもの。9款3項1目6150中学校管理事業86万4,000円の減額は、下田中学校屋上改修工事の事業費の確定によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第2号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案件名簿2ページをお開きいただきたいと思います。

報第5号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第3号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。なお、専決の日は、平成28年3月31日でございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要を再度ご用意ください。

専第3号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございますが、補正予算書の57ページになります。

平成27年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億948万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,984万1,000円としたものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の58、59ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

ます。

補正予算の概要、12、13ページをお開きください。

歳入でございますが、賀茂地方税債権整理回収協議会によります滞納整理実施予告書を1月末に郵送したところ、2月までの1カ月間で1款国民健康保険税合計で1,640万円及び11款諸収入延滞金で260万、合わせて1,900万の滞納に対する納税がありましたので、同額を増額補正したものです。

3款国庫支出金4,808万円の増額は、1款1項1目療養給付費負担金1,409万7,000円の増、3款2項1目1節普通調整交付金1,842万2,000円の増及び3款2項1目2節特別調整交付金1,556万1,000円の増で、28年3月通知での確定によるものでございます。

6款県支出金4,240万2,000円の増額は、1款1項1目普通交付金9万7,000円の減及び1項1目1節特別交付金4,249万9,000円の増で、同じく28年3月通知での確定によるものです。

続きまして、歳出でございますが、12款1項1目予備費1億948万2,000円の増額は、歳入歳出増減額の調整によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第3号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（森 温繁君） 報第4号及び報第5号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第7号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第6号 専決処分の承認を求めることについて

(下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(日吉由起美君) それでは、報第6号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして4ページ、専第4号は、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例改正の主なものは、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日に交付され、このうち平成28年4月1日から施行される部分について下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことについてご報告をさせていただくものです。

また、今回の改正につきましては、国から示された改正分どおりの改正となっております。

提案理由でございますが、さきに述べました法律等が施行されたことから、この税制改正の早期の対応を図るため、本条例について所要の改正をするもので、専決処分を行い、本議会においてご承認を求めるものでございます。

それでは、専第4号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、専第4号説明資料①をご覧ください。

今回の専決処分の条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものであり、主な改正項目は、固定資産税に関しまして、1つ目は、独立行政法人の改組に係る条文整理、2つ目は、わがまち特例に新規項目を追加するもの、3つ目は、熱損失防止改修工事実施に係る税額の特例申請に係る添付書類を追加するもの、なお、その他は、地方税法の改正に伴い、条文を整理し、修正等を行うものでございます。

続きまして、2ページ、3ページ、説明資料②をご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第1条といたしまして、下田市税賦課徴収条例の一部改正をいたしております。

第56条は、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたものです。国の独立行政法人改革により、平成28年4月1日に独立行政法人労働安全衛生総合研究所を解散し、その業務は、独立行政法人労働者健康福祉機構から改組される独立行政法人労働者健康安全機構が承継することとなりました。改組される前の独立行政法人が所有していた医療関係の養成所において直接教育の用に供する固定資産について、引き続き非課税の規定を受ける場合の手續として、下線部分を追加し、名称を変更するものです。

続きまして、第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった場合に、固定資産の所有者がすべき申告について定めたものですが、第56条と同様に、第16号の固定資産を追加するものです。

続きまして、下段附則10条の2の改正は、固定資産税について地方自治体が地域の実情に応じて課税標準の軽減割合を条例で定めることができる仕組みである、いわゆるわがまち特例に関して、地方税法附則第15条第2項の改正により、新たにこの仕組みを用いて軽減割合を定めることができるようになった項目を追加するものです。

附則第10条の2、第4項中法附則第15条第2項第6号を第7号に改正するものは、法附則第15条第2号、第4号が改正され、第4号と第5号に分かれたことにより、第6号が第7号に繰り下がったもので、内容に変更はありません。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

続いて、第5項以降を2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加えるものでございます。

法附則第15条第33項は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分の固定資産税に限り課税標準額を軽減するもので、第33項第1号は、太陽光及び風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備、第33項第2号は、水力・地熱バイオマスを変換する特定再生可能エネルギー発電設備でございます。軽減割合につきましては、地域の実情を参酌した中で決定するとされているものですが、国が参酌割合としている軽減割合をいずれも準用するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、第8項は、熱損失防止改修住宅等において熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ工事等を行った住宅について、1年度分に限り固定資産税の3分の1を減額する特例措置が行われており、特例措置に係る1戸当たりの工事費の改修金額が50万円を超えるものから、国または地方公共団体から交付される補助金を控除した金額が50万円を超えるものとされたため、その確認のための書類を追加するものでございます。

第2条といたしまして、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正をいたしております。

第6号は、市たばこ税に関する経過措置を定めるもので、紙巻たばこ三級品に係る特例税目廃止以降の平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間において、激変緩和の観点から段階的経過措置を設けたもので、平成27年12月議会において、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてとして議決をいただいたものでございます。

改正条例の施行に当たり、第7項の表以外の部分について、字句の読みかえ規定を改正するものでございます。

議案件名簿の5ページにお戻りいただきまして、附則の第1条施行期日につきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお開きください。

第2条固定資産税に関する経過措置でございますが、改正後の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

第2項につきましては、新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される改正後の地方税法附則第15条第33項第1号に規定する設備に対して課する平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

第3項につきましては、新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される改正後の地方税法附則第15条第33項第2号に規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

第4項につきましては、新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される改正後の地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅、または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、報第6号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第6号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第7号の上程・説明・質疑

○議長（森 温繁君） 次は、日程により報第7号 平成27年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、報第7号 平成27年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の7ページをお開きください。

なお、繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令149条第2項におきまして、翌年度の5月31日までに編成し、次の議会において議会に報告しなければならないと規定されておりますので、今議会に報告させていただくものでございます。

7ページのががみでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成27年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

それでは、8ページ、9ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは、全部で9事業、総額1億3,896万9,000円でございます。平成28年3月定例会におきまして議決をいただいたもので、繰越事業及びその金額に変更はございません。このうち、7款2項道路橋梁費、同款の5項都市計画費及び同款7項住宅費に計上いたしました4事業につきましては、工事請負費や委託料におきまして、年度内執行が不可能となったものでございます。残る2款9項情報製作費、3款3項児童福祉費、6款2項観光費、9款2項小学校費及び同款3項中学校費に計上いたしました5事業につきましては、国の補正予算により年度内に完了する見込みのないものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 平成27年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

報第7号 平成27年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 土木費を除いた情報製作費、児童福祉費、観光費、小学校・中学校費につきましては、国の補正予算が定まっていないということの中で、翌年度に、28年度に繰り越ししてやるよという話ですけれども、国の補正予算のほうがつくということ自体は間違いないという理解をされていてよろしいのでしょうか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） すみません、説明の仕方が悪くて、申しわけございませんでした。

国の27年度補正予算におきまして、国庫の内示が来たものにつきまして27年度で予算を編成しまして、それを繰り越しというふうにさせていただいたものでございます。

27年度に予算を計上しませんと、国の補正予算の補助金はつきませんので、逆に言います

と、特定財源のところは国・県ありますよね、ここにあるものは全て内示があったものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

これをもって報第7号 平成27年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

◎諮第1号～諮第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により諮第1号、諮第2号及び諮第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、諮第1号から諮第3号までの3件につきまして、一括してご説明申し上げます。

本件につきましては、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定によりまして、法務大臣が委嘱することとなっております。また、同法第6条第3項で、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。

本市住民の中から委嘱されている人権擁護委員は5名でございまして、人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、地域的な偏りが生じないように配慮し、市内を白浜・浜崎地区、下田地区、稲生沢地区、稲梓地区、朝日地区の5地区に区割りして候補者を選考しております。人権擁護委員の任期は3年でございまして、今回白浜・浜崎地区、稲生沢地区及び朝日地区からお願いしております委員の皆様が、本年9月30日をもって任期満了を迎えることとなるため、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会のご意見を伺うものでございます。

それでは最初に、諮第1号でございます。

お手数ですが、議案件名簿の10ページをお開き願います。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、推薦いたしたい方は、下田市立野250番地の1にお住まいの土屋真理子さんでございます。生年月日は、昭和29年9月16日のお生まれで現在61歳でございます。再任をお願いいたしたく推薦するものでございます。

土屋さんは、昭和48年3月に静岡県立稲取高等学校を卒業され、同年4月、日本電信電話公社に入職されました。その後、日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社など、会社の組織や経営形態の変遷に応じて静岡市、沼津市などの支社、支店等に勤務された後、平成20年6月に退職され、退職後の平成25年10月1日付で人権擁護委員に委嘱されて、現在に至っております。

土屋さんは、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、再任として推薦させていただきたいというものでございます。ぜひともご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、諮第2号でございます。

お手数ですが、議案件名簿の11ページをお開き願います。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたい方は、下田市白浜1713番地の2にお住まいの佐々木一宏さんでございます。生年月日は昭和23年12月25日のお生まれで、年齢は67歳でございます。重任をお願いしたいというものでございます。

佐々木さんは、昭和46年3月に東京造形大学美術学部をご卒業され、同年4月、下田市立稲椋中学校教諭に任用されました。以後、下田賀茂地区内の中学校教諭として歴任され、平成21年3月に下田市立稲椋中学校教頭を最後に教職の道を離れました。佐々木さんは、退職後の平成22年10月1日付で人権擁護委員に委嘱され、平成25年10月、人権擁護委員に再任されて現在に至っております。

佐々木さんは、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、重ねて推薦させていただきたいというものでございます。ぜひともご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、諮第3号でございます。

お手数ですが、議案件名簿の12ページをお開き願います。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたい方は、下田市吉佐美1757番地にお住まいの河井恵美子さんでございます。昭和32年3月17日生まれの59歳でございます。重任をお願いしたいというものでございます。

河井さんは、昭和52年3月に大垣女子短期大学保健科をご卒業され、同年4月、愛知県一宮市内の歯科医院に歯科衛生士として就職されました。昭和57年4月、東京都目黒区内の歯科医院に歯科衛生士として転職された後、昭和61年9月に同歯科医院を退職され、昭和63年4月から下田市非常勤歯科衛生士として勤務されておられます。河井さんは、平成22年10月1日付で人権擁護委員に委嘱され、平成25年10月、人権擁護委員に再任されて、現在に至っております。

河井さんは、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、重ねて推薦させていただきたいというものでございます。ぜひともご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、諮第1号から第3号までの3件につきまして一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 3件についての当局の説明は終わりました。

まず、諮第1号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第2号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第3号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議第50号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により議第50号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第50号 下田市固定資産評価員の選任につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開き願います。

議第50号 下田市固定資産評価員の選任についてでございますが、下記の者を下田市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法第404条第2項の規定と申しますのは、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任すると定められております。

選任したい者でございますが、住所は下田市大賀茂26番地、氏名は日吉由起美、生年月日は昭和37年8月16日で、現在53歳でございます。

次に、提案理由でございますが、固定資産評価員につきましては、従来固定資産評価の担当課であります税務課の課長が併任し、兼務により職務遂行しているところでございますが、本年4月1日付の人事異動により税務課長に異動がありましたので、固定資産評価員の選任

がえを行いたく、下田市固定資産評価員の選任について提案させていただくものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第50号 下田市固定資産評価員の選任についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開会いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時52分散会